

1 2月定例県議会 議案・請願に対する討論

2016年12月21日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。共産党県議団を代表して議案に対する討論を行います。

はじめに、今議会前の11月22日、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生しました。3・11を思い起させる大きな地震で一時は「津波警報」も発令されましたが、この地震で、東京電力福島原発がまたも被害を受けたのです。特に、第二原発3号機で使用済み燃料プールの冷却機能の一時停止は、多くの県民を震撼させました。これを受けて今議会には、「第二原発全基廃炉を強く求める意見書」が全会一致で提案されていますが、国や東京電力は、県議会の意思を重く受け止め、「第二原発廃炉」を今度こそ決断すべきことを最初に申し上げ、以下討論に入ります。

まず、知事提出議案について、以下の議案に反対の立場から意見を述べます。

議案第11号 福島県税条例等の一部を改正する条例についてです。これは、地方税法の一部改正に伴い自動車取得税を廃止し、自動車税の環境性能割を創設する等の改正が提案されていますが、この条例改正は、安倍政権が消費税率10%増税を再延長した2019年10月に実施することが前提です。今さら指摘するまでもなく、これ以上の消費税の引き上げは、貧困と格差をいっそう広げ、地域経済にも深刻な影響を与えることから、これを前提とした条例改正は認められません。

次に、議案第13号 福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例についてです。これは、来年3月12日にスタートする改正道路交通法の施行に伴う手数料改定です。道交法改定により、75歳以上の高齢者が認知症のおそれと判断されれば、違反の有無を問わず医師の診断を受け、また高齢者講習を受講し、その手数料が7,550円とするというものですが、あまりにも高額の手数料負担ではないでしょうか。高齢者ドライバーによる事故は、大きな社会問題になっており、こうした厳しい措置をとるだけでは解決しないことは明らかです。宮本県議も質したように、高齢者の足の確保をどうするのかを並行して示す必要があります。福島市が実施しているような電車やバスの無料パスの実施や、安価な料金のデマンド型乗り合いタクシーの運行など、今後の公共交通機関の在り方について、県としても高齢社会にあわせて具体化すべきことを指摘

するものです。

次は、第15号 福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例に関してです。先ほど吉田英策県議が修正案の提案理由で説明したように、県立聾学校の校名変更については、この間、関係者のみなさんから県教委に対し、拙速な校名変更をしないでほしいとの要望が何度も出されています。そもそも、県教育委員会の姿勢が2つの点で問われているのではないのでしょうか。

1つは、関係者との合意形成の在り方がどうだったのかです。PTAや同窓会が、校名変更を知ったのは10月頃で、学校側から口頭で説明されただけでした。その後、11月の政調会で県教育委員会が12月県議会に校名変更の条例案の提出を予定していることが、地元紙の報道で初めて知ったというのが関係者の認識です。あまりにも、拙速ではないのでしょうか。地元紙で知った同窓会や聴覚障害者協会などの関係者が、校名変更については異議があるとの意見を表明しました。しかし、県教育委員会は、PTAと同窓会や聴覚障害者協会や手話サークルなど関係者の間に対立があるかのように対応する一方、校名変更の方針は変えようとせず、結局、関係者の合意を得ないまま今県議会に議案を提出したのです。

本来なら、障がいがある県立高校の校名の変更ですから、関係者の合意を得られない事態になった段階で、より時間をかけて合意形成を図る努力をするというのが、最も教育的な対応の仕方ではないのでしょうか。

もう1点は、障がい児教育に対する県教育委員会の姿勢です。

関係者が「ろう」という言葉を残してほしいと要望しているのは、「聾」の字は耳が聞こえないために受けた差別を乗り越えた歴史の象徴で、私たちのアイデンティティーそのものだ」と述べているように、聾者をめぐる歴史的な背景があるからです。国連・障害者の権利に関する条約が締結された現在においても、社会に出ればまだまだ聴覚障がい者が誇りをもって生きられる環境が整っていない現状もあります。

ところが、関係者の意見も聞かず、強引にすすめる県教育委員会のやり方は、今回の校名変更だけに表れたものではありません。今年度からこれまで私たちも何度も求めてきた特別支援学校の過大・過密解消、遠距離通学の解消が、ようやく具体化されたことは大きな前進ですが、あぶくま養護学校の分校化に伴う通学バスの廃止方針もあわせて出されたことについて、保護者からは存続を求める声がありますが、その方針を変えていません。

本来、教育機関である県教育委員会こそ、障がい者に対する最も教育的な配慮が求められるべきではないでしょうか。吉田英策県議も指摘したように、文部科学省も校名変更を義務付けしていない上、全国でも29都府県50校が何らかの形で聾の言葉を校名に残しているのが実態です。PTAも含めて同窓会、聴覚障害者協会などが県立聾学校の校名変更に納得していない現状をふまえれば、県教育長はもちろんのこと、総合教育会議の長である知事も障がい者の声に真摯に耳を傾け、関係者の合意形成の努力が求められます。今からでも遅くはありません。

15号議案については、関係者の切実な思いを汲み取り、県立聾学校の校名変更の部分を削除する「修正案」を議会の意思としてご賛同頂き、可決とするようあらためて求めます。

次に、議案第27号 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例についてですが、ハイブリット車などが増えてきているからとはいえ、大規模の自動車車庫に必要とされる換気設備要件を緩和する改正であることから反対です。

次に、議案第31号 公立大学法人福島県立医科大学が徴収する料金の上限の一部変更の認可についてです。これは、県立医大において、看護師の特定行為を行う研修講座を創設し、その受講料を新たに定め、また、入院ベッドの特別加算料の規定を変更し高額な特別室を設定しようとするものです。

政府が2014年6月に「医療介護総合確保推進法」を強行成立させましたが、これは19もの法案を一括法とした中にある「保健師助産師看護師法」の一部を改正し、看護師に「特定行為」を認めるとしました。この背景にあるのが、安倍政権の「安上がり医療」政策です。医療費の支出を抑制するため、医師を増やさずに看護師の業務範囲を拡大しようとするもので、医療現場からは「高度で危険な医療行為」をすることになると、不安の声が上がっています。安全・安心の医療を提供するためには、医師・看護職・医療技術職など、それぞれの専門職能を発揮するためには、それを保障する大幅な増員こそが求められます。

次に、議案第16号 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、並びに同第18号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、職員給与引き上げとは別に扱うべきであり、引き上げはすべきではありません。

また、第33号 県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更については、市町村負担の追加を求めるものであり反対です。

次に、請願並びに意見書案について意見を述べます。

まず、意見書89号 安全保障関連法に基づく新任務付与の閣議決定を撤回し、南スーダンPKOから自衛隊の撤退を求める意見書及び関連請願65号及びについてです。

安倍政権は、今年11月に南スーダンPKOに派遣された第11次隊に、今年12日指揮権が移され、安保法制・戦争法に基づく「駆け付け警護」の任務実施が可能となり、他国部隊やNGO職員が攻撃された際に自衛隊も武器を使って応戦することができることとなります。これは、明らかに「憲法9条が禁止する海外での武力行使」につながる行為です。南スーダンの実態は、今年7月に大規模な戦闘が行われ、首都ジュバでは南スーダン政府軍が国連職員やNGO職員宿泊するホテルを襲撃し、殺人、暴行、略奪、レイプを行うなど、国連への攻撃が繰り返されました。こうした事態のもとで自衛隊が「駆け付け警護」をすれば、自衛隊が武器を使用し「殺し、殺される」が現実の危険がいっそう高まることは必至です。県内からも2人の自衛隊員が参加しているとされていることから、ことは県民の命に関わる問題でもあります。

意見書案にあるように、新任務を付与する閣議決定を撤回し、南スーダンPKOから自衛隊を撤退させることを求める意見書の提出に、ぜひ多くの議員各位の賛同を強く求めるものです。

新規請願79号～83号及び意見書99～103号ですが、いずれも年金制度改定に関する請願及び意見書です。現行の国民年金制度も、憲法25条の健康で文化的な最低限の生活さえ保障されない低い年金額ですが、先の臨時国会で強行された年金法は、まさに「年金カット法」というべき内容です。物価が上がっても賃金が下がれば年金額を減らす仕組みを初めて導入しました。この法律に基づく施行は5年後となっていますが、年金削減は、高齢者だけの問題ではなく、非正規雇用が増えているもとで、将来の年金生活者にとっても大変深刻な問題です。意見書案が求めている99号、年金隔月支給を国際基準並みの毎月支給に改めること、100号 年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。101号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。102号 年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。103号 年金積立金の株式運用をやめること。これらを国に求める意見書提出は県民の切実な声で

す。よって、年金関係の意見書は可決すべきです。

意見書 98号 受動喫煙防止対策の強化においてサービス業等への配慮を求める意見書案、及び関連請願 78号についてです。厚労省が来年通常国会に提出を予定している「受動喫煙防止対策について」法案は、国際的に求められている基準に合わせようとするもので、この方向とは逆行する内容であることから反対です。

次に、教育行政に関わる請願及び意見書についてです。

新規請願 85号及び意見書 106号は、高等学校等就学支援金の延長及び返済猶予や減免制度のある奨学金制度を整備・拡充することを求める意見書です。

高校授業料無償化という画期的な制度が 2010年度に導入されたものの、2014年度からは所得制限が加えられました。子どもの貧困対策がこれほど求められている現状からみても、また原発被災県である本県の高校生の学習権を保障するためにも、国において、低所得者の支援に限定することなく、高等学校等就学支援金の延長及び返済猶予や減免制度のある奨学金制度を整備・拡充する措置を求めることは当然です。賛同を求めます。

新規請願 86号及び意見書 107号 義務教育諸学校教職員給与費の「義務教育費国庫負担」を2分の1に復元するとともに、制度の充実を求める意見書についてです。

「義務教育費国庫負担」は、教職員配置の財政的支えとして、これまでも積極的な役割を果たしてきましたが、2006年度から3分の1に削減されたままになっています。被災県の子どもたちに最善の教育環境を保障し整備していくことは、本県にとっても重要な課題です。そのためにも、国の負担を元の2分の1に復元することと制度の充実を国に求める意見書は採択すべきです。

新規請願 97号 学校給食費の無償化を求めることについてです。

請願では、小中高特別支援の給食費を無償にすることを県に求めています。本県が掲げる「日本一子育てしやすい福島県」の具体化として、県内でも学校給食費を何らかの軽減策をとっている町村が、全額無料の金山町を含めて15町村に広がっています。来年度から全額無料を実施する塙町を加えれば16町村となり、県内27%の自治体は何らかの軽減策を行い子育て世代を支援しています。文部科学省も、保護者の負担とする

にとどめず、自治体が軽減策をとることには制限しないとの見解を明らかにしています。請願書にあるように、成長期の子どもたちの健全な食生活を保障し、子育て世帯の経済的負担の軽減策として、学校給食費無償を求める切実な県民の要望を真摯に受け止めて請願は採択すべきです。

新規意見書109号「米政策改革」において生産者の経営安定の確保を求める意見書については、反対の立場から意見を述べます。

米の生産調整政策は、国民の主食である米の需要供給と価格を安定させる上で、一定の役割を果たしてきました。転作の条件づくりなどの問題はあっても農家も産地も国が示す計画のもとで生産してきました。しかし、安倍政権の下で2018年産から米の生産調整が廃止されようとしています。さらに、重大なことは、これがTPP参加、コメの輸入の増大を念頭に、コメに対する国の関与を全面的になくそうとされていますが、これは認められません。安倍政権は「攻めの農業」「強い農業」をいいますが、主食のコメに政府が責任を持たず市場原理に任せることになれば、コメ過剰で生産者米価が暴落しても生産者の責任にされます。生産現場でも大規模農家や集落営農などが「将来の見通しが立たない」との声が多数上がっていますし、家族型経営・小規模農家が日本農業を支えているというのが実態です。生産費を上回る米の価格保障、食料自給率を引き上げるなどの根本対策が求められます。よって、これを前提としている意見書には反対です。

知事提出議案第11号、13号、15号原案、16号、18号、27号、31号、33号は反対、15号修正案は賛成。請願第78号は反対、第65号、79号～83号、85号、86号、97号は賛成。意見書案第98号、109号は反対、第89号、99号～103号、106号、107号は賛成を表明し、以上で共産党県議団を代表しての討論を終わります。

以上